

妊婦のための支援給付事業

すべての妊婦さんが安心して出産・子育てができるよう
令和7年4月より「妊婦のための支援給付事業」を実施しています。



 **対象：妊娠している方（令和7年4月1日以降）**

※流産・死産・人工妊娠中絶をされた場合も支給の対象になります。詳しくは、お問い合わせください。

 **支給額**

	種 別	支給対象者	支 給 額
1 回目	妊婦支援給付認定	妊婦支援給付 認定者	妊婦1人あたり5万円
2 回目	胎児(こども)の数の届出		妊娠している胎児(こども)の人数×5万円

 **申請時期**

①妊婦支援給付認定申請…医療機関において妊娠が確認された日から

②胎児(こども)の数の届出…出産予定日の8週間前の日から

*扶桑町では、赤ちゃん教室・初期の際に申請していただきますが、産前に給付を希望される方はお問い合わせください。

※届出の期間は、上記を起算日として2年間です。

 **申請時の持ち物**

妊婦名義の振込口座が確認できるもの（通帳のコピー等）

 **給付金交付の流れと妊婦等包括相談支援(伴走型相談支援)について**

妊娠期 (妊娠8～10週)	妊娠期	出産・産後	育児期
●妊娠届の提出・母子健康手帳の受取(ミニママクラス) ・保健師、助産師と面談 給付金・1回目 ●妊婦支援給付認定の申請 ・妊婦支援給付金 1回目 5万円の支給	●32週コール ・助産師等が妊娠32週頃にお電話をし、妊婦さんの体調や出産準備等について確認をします。 - 電話番号: 070-2248-3440 ●ぱぱママクラス	●バースデーコール ●赤ちゃん教室 初期 (予防接種予診票交付等の教室) 給付金・2回目 ●胎児(こども)の数の届出 ・保健師、助産師と面談 ・妊婦支援給付金 2回目 5万円×胎児(こども)の数の支給	●切れ目のない支援と情報発信(子育てサポート) ・こんにちは赤ちゃん訪問(1回目・2回目) ・4か月児健診 ・赤ちゃん教室 前期 ・赤ちゃん教室 後期 ・乳幼児相談 ・電話、来所相談等

妊娠届の提出から妊婦さんに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てられるよう面談や相談などを行い、必要な支援につなげます。

【問い合わせ先】

扶桑町健康推進課（保健センター）

電話（0587）93－8300 平日8時45分～17時00分（土日祝日除く）

